

岩手県告示第 132 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 2 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸九戸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間  | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長        |
|--|------|---------------|------------|
| 九戸郡九戸村大字長興寺第 13 地割字外久保 48 番 22 地先<br>から第 10 地割字沖 57 番 1 地先まで | 新    | m<br>42.5～9.0 | m<br>850.0 |
|  | 旧    | 18.5～7.5      | 879.0      |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 二戸地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 19 年 2 月 20 日から同年 3 月 20 日まで